

静岡県ボート協会規約

<p>第1章 総則</p> <p>【名称】 第1条 本協会は静岡県ボート協会(S. R. A.) (以下「本協会」という)と称する。</p> <p>【事務所・本部】 第2条 本協会の事務所を事務局長宅に置く。また、本協会の本部を会長宅に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>【目的】 第3条 本協会は静岡県内のボート活動の普及発達をはかるをもって目的とする。</p> <p>第4条 本協会は(公社)日本ボート協会に対して静岡県を代表するものとする。</p> <p>【事業】 第5条 本協会はその目的を達するために下記の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 静岡県内における競漕会 2 静岡県代表選手の育成・選定・派遣 3 ボートに関する調査・研究並びに指導 4 競技者規定による選手資格の決定 5 静岡県内のボートの普及活動 6 その他目的達成に必要な事項 <p>【運営】 第6条 本協会の事業はボート競技に理解のある善意の競技者、指導者、支援者によって運営される。</p> <p>【加盟及び脱退】 第7条 本協会への加盟及び脱退は総会において決定される。</p> <p>第3章 会員の資格</p> <p>【組織】 第8条 本協会には、静岡県に在住するか、もしくは静岡県内水域に練習拠点を置く、学校、企業または地域の団体に所属した個人が任意に構成したボート部またはクラブによって組織される。</p> <p>【資格】 第9条 選手として所属するものは、ボート競技を行うに十分な体力を有する者に限る。指導者、支援者はその限りでない。</p> <p>第4章 会計</p> <p>【経費の支弁】 第10条 本協会の経費は下記に掲げるもので支弁する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共団体により交付される補助 2 加盟金及び競漕会での出漕料並びに選手登録料 3 寄付金 4 その他の収入 <p>【会計年度】 第11条 本協会の会計年度は4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>【加盟金】 第12条 本協会の加盟金(年額)は下記を合算した額とする。金額は別途定める規程に依る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (公社)日本ボート協会年度登録料 2 中部ボート連盟加盟金の登録団体分担金 3 (公財)静岡県体育協会負担金・賛助会費の登録団体分担 4 本協会事務局経費の登録団体分担金 <p>第5章 役員・総会</p> <p>【総会】 第13条 本協会の最高の決定機関は総会である。</p> <p>【役員】 第14条 本協会には次の役員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会長1名 2 副会長若干名 3 理事長1名 4 副理事長若干名 5 理事若干名 6 監事2名 7 評議員加盟団体数 <p>【総会の構成】 第15条 本協会の総会は第14条に定めた役員すべてで構成される。</p> <p>【評議員】 第16条 加盟団体はその団体内のルールに則り、1名の評議員を決定する。但し、評議員が理事または監事に就任した時はこれに代わる評議員を補充する。評議員は評議員会を構成し、会長、副会長を推挙する。</p> <p>【会長及び副会長】 第17条 会長は本協会を代表し会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長が予め指名した副会長が会長の職務を代行する。</p> <p>【理事長及び副理事長】 第18条 理事長は会長の命を受け、会務を掌理し、副理事長はこれを補佐する。</p> <p>【理事】 第19条 会長と副会長は職務の必要に応じて、評議員会に理事を推薦し、評議員会がこれを認めた者を理事とする。理事推薦の規定を別途定める。</p> <p>【理事】 第20条 会長と副会長は評議員及び理事の資格を有する。</p> <p>【理事】 第21条 会長と副会長を除き、理事と評議員はこれを兼務できない。</p>	<p>【理事会】 第22条 理事は理事会を構成し、互選により、理事長・副理事長を選出する。理事会は本協会の重要業務を総会の決定に基づき、審議処理する。</p> <p>【監事】 第23条 監事は評議員会の推薦により会長が委嘱する。監事は会計を監査する。</p> <p>【任期】 第24条 役員の任期は会長と副会長を2年とし、他の役員を1年とする。但し再任を妨げない。改選は通常総会時とし、補充又は増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。役員の任期が満了しても、後任者が就任するまでは、なおその職を行う。</p> <p>第6章</p> <p>【評議員会】 第25条 評議員会は会長が必要と認めた時に召集される。評議員会はその主な任務が役員の推薦であることから構成員の過半数の意志を持って、決定とする。</p> <p>【総会】 第26条 総会は毎年1回会長が召集し、本規約に定めるものの他、下記の事項を審議する。但し会長が必要と認めた場合は随時召集ができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 規約の変更 2 収支予算及び収支決算の承認 3 事業計画及び事業報告の承認 4 その他会長が必要と認めた事項 <p>【開会】 第27条 総会は過半数の出席がなければ開会することができない。</p> <p>【議決】 第28条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席者の過半数の議決で定め、可否同数の時は議長がこれを定める。但し、協議事項は予め総会構成員に通達し、出席できない場合は委任状をもって代理することができる。</p> <p>【議長】 第29条 総会の議長は会長があたる。</p> <p>【理事会】 第30条 理事会は必要に応じて、会長が召集する。</p> <p>【理事会の議決】 第31条 理事会は過半数の出席者をもって開会し、出席理事の過半数の議決をもって定める。可否同数の場合は議長がこれを定める。出席できない場合は委任状をもって代理することができる。</p> <p>第7章 専門部</p> <p>【専門部】 第32条 本協会は第5条に定める事業を執行するに必要な専門部(専門委員会)又は専門本部を設けることができる。名称、目的、委員、その他の事項は別途、細則に定める。</p> <p>第8章 名誉役員・賛助会員</p> <p>【名誉役員】 第33条 本協会に名誉役員として、名誉顧問・名誉会長・特別顧問・顧問・参与を置くことができる。その選考の基準は別途定める。名誉役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。</p> <p>【賛助会員】 第34条 本協会に賛助会員を置くことができる。賛助会員に関する規定は別途定める。</p> <p>第9章 規約の変更</p> <p>【規約の変更】 第35条 本規約は総会において役員の4分の3以上の同意を獲なければならない。やむを得ず出席できない場合は委任状をもって代理することができる。</p> <p>第10章 慶弔規定</p> <p>【慶弔規定】 第36条 下記事実が生じた場合に適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 三役並びに理事本人の死亡 弔電・生花(又は花輪)・弔慰金20,000円 2. 名誉役員本人の死亡 弔電・生花(又は花輪)・弔慰金10,000円 3. 三役並びに理事の配偶者並びに両親(姻族は除く) 弔電又は生花(又は花輪) 4. その他静岡県ボート協会関係者の死亡 対象者並びにその対応については会長判断とする。 <p>第11章 表彰規定</p> <p>【表彰規定】 第37条 指導者表彰規程を別途定める。</p> <p>附則</p> <p>本規約は平成9年4月19日から施行する。 本規約は平成12年4月9日から施行する。 本規約は平成13年4月8日から施行する。 本規約は平成17年4月3日から施行する。 本規約は平成20年4月1日から施行する。 本規約は平成21年4月1日から施行する。 本規約は平成27年3月29日から施行する。 本規定は平成31年3月31日から施行する。 本規定は令和 2年3月29日から施行する。</p>
---	---